

額 13号 大額 1丁目線 7号	額 1丁目 大額 1丁目	163番 3先から 163番 7先まで	令和3年8月23日
---------------------	-----------------	------------------------	-----------

公 告

金沢市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和62年条例第46号）第2条の規定により、次の地区計画等の原案を令和3年8月23日から同年9月6日まで金沢市都市整備局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

なお、この地区計画等の原案に関する区域内の土地の所有者その他利害関係者は、この地区計画等の原案について、令和3年8月23日から同年9月13日までに、金沢市長に意見書を提出することができます。

令和3年8月23日

金沢市長 山野之義

地区計画等の種類	地区計画等の名称	地区計画等の位置	地区計画等の区域
地区計画	南新保地区地区計画	金沢市南新保町、大友1丁目及び鞍月東2丁目の各一部	
地区計画	南新保東地区地区計画	金沢市南新保町及び割出町の各一部	別図（登載省略）のとおり
地区計画	金沢西部東地区地区計画	金沢市鞍月東2丁目及び南新保町又の各一部	

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の指定を一部取り消したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局建築指導課において縦覧に供します。

令和3年8月23日

金沢市長 山野之義

一部取り消した道路の位置等

指定番号	指定取消しの年月日	取り消した指定道路の位置	延長(m)	幅員(m)
第135号	令和3年8月2日	金沢市諸江町下丁374番1、373番1及び372番の各一部、374番2並びに373番2並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	50.00	6.55

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

令和3年8月23日

金沢市長 山野之義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類 位置及び区域
金沢市米泉町4丁目55番1から55番4まで	金沢市新神田2丁目12番31号 サンセル不動産株式会社 代表取締役 伊藤 征太郎	道路 金沢市米泉町4丁目55番4

監査公表

●金沢市監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、金沢市監査基準（令和2年監査公表第3号）に準拠し実施した財産の管理等状況監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

令和3年8月23日

金沢市監査委員	西	尾	昭	浩
金沢市監査委員	中	村	哲	郎
金沢市監査委員	野	本	正	人
金沢市監査委員	下	沢	広	伸

第1 監査の概要**1 監査の対象箇所**

番号	課名	監査対象箇所	番号	課名	監査対象箇所
1	文化政策課	金沢卯辰山工芸工房	13	市民課	犀川市民センター
2	"	文化ホール	14	"	額市民センター
3	"	金沢湯涌創作の森	15	市民課 生活衛生室	南斎場
4	"	金沢湯涌夢二館	16	福祉政策課	老人福祉センターワン寿苑
5	歴史都市推進課	金澤町家情報館	17	保育幼稚園課	中村町保育所
6	スポーツ振興課	額谷ふれあい体育館	18	"	八日市保育所
7	"	東金沢スポーツ広場	19	"	三馬保育所
8	"	西金沢テニスコート	20	施設管理課	東部リサイクルプラザ
9	"	安原スポーツ広場	21	"	東部環境エネルギーセンター
10	商工業振興課	異業種研修会館	22	緑と花の課 スポーツ振興課	市民野球場
11	産業政策課	I T ビジネスプラザ武蔵	23	"	市民サッカー場
12	市民協働推進課	金沢学生のまち市民交流館	24	図書館総務課	玉川図書館

2 監査の期間

令和3年4月12日から同年8月6日まで

3 監査を執行した監査委員

西尾昭浩、中村哲郎、野本正人、下沢広伸、高岩勝人、清水邦彦

なお、高岩勝人、清水邦彦は令和3年6月17日に退任し、代わって同月21日に野本正人、下沢広伸が就任した。

4 監査の対象範囲

令和2年度の財産管理等に係る事務（ただし、必要と認められた令和3年度及びその他の年度の事務を含む。）

5 監査の対象項目

- (1) 公有財産の管理状況
- (2) 物品の管理状況
- (3) 公金等の取扱い状況

6 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点の「財務事務監査の着眼点」に基づき、施設等における公有財産及び物品の管理並びに公金等の取扱いが適正に行われているかを主眼とし、公有財産や物品に当たっては管理の妥当性や経済性等の観点にも留意した。

7 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行い、関係職員から説明を聴取するとともに、公有財産等の管理等状況について実査を行った。

第2 監査の結果

財産の管理等の事務については、次のとおり改善を必要とする事項があったので、内容を十分把握して適切な措置を講じられたい。

なお、公表すべき事項には至らなかつたが、改善を必要とする事項等については、関係課長にその旨指示したので、記述を省略した。

1 公有財産の管理について

[指摘事項（改善を必要とする事項）]

消防用設備の定期点検について、次の施設において点検時の不備が2年度以上改善されていないものが見受けられたので、必要な措置を早急に講じる必要がある。

課名	監査対象箇所
スポーツ振興課・緑と花の課	市民野球場

農業委員会告示**●金沢市農業委員会告示第8号**

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により令和3年第8回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和3年8月23日

金沢市農業委員会
会長 井口栄市

1 日時

令和3年8月26日午後3時

2 場所

金沢市第二本庁舎 2301会議室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
- (2) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について
- (3) 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について